

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

特になし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・額面による評価額を記載

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品、構築物及び車両運搬具等の減価償却資産・・・定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会の基準により計算した額を計上する。
- ・賞与引当金・・・職員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

特になし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・平成18年3月31日現在において、職員である者については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和39年法律第155号）による退職手当共済制度及び一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会の退職手当給付事業制度に加入するものとする。
- ・なお、平成18年4月1日以降に職員となった者については、社会福祉施設職員等退職手当共済法による退職共済制度に加入するものとする。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

本会が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人単位の計算書類
- 第一号第一様式(第十七条第四項関係)
 - 第二号第一様式(第二十三条第四項関係)
 - 第三号第一様式(第二十七条第四項関係)
- (2) 拠点単位の計算書類
- 第一号第四様式(第十七条第四項関係)
 - 第二号第四様式(第二十三条第四項関係)
 - 第三号第四様式(第二十七条第四項関係)
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- 千葉福祉会拠点区分
- ア 法人本部
 - イ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム千葉福寿園）
 - ウ 短期入所生活介護（特別養護老人ホーム千葉福寿園）
 - エ 通所介護（栗原市志波姫デイサービスセンター）
 - オ 認知症対応型共同生活介護（グループホームなごみ）
 - カ 居宅介護支援（志波姫居宅介護支援センター）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	49,811,231	3,630,000	6,525,170	46,916,061
定期預金	21,000,000	0	0	21,000,000
合 計	70,811,231	3,630,000	6,525,170	67,916,061

7. 基本金又固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金取崩し

基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩は以下のとおりである

- (1) 基本金の取崩はなし。
- (2) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩により、国庫補助金等特別積立金を4,022,511円取崩。
- (3) 特別費用の控除項目として計上する取崩による、国庫補助金等特別積立金の取崩はなし。

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	344,414,520	297,498,459	46,916,061
土地	28,009,920	0	28,009,920
建物	209,206,458	185,862,445	23,344,013
構築物	11,691,500	10,601,072	1,090,428
機械及び装置	4,340,784	3,999,031	341,753
車輛運搬具	24,230,470	24,230,461	9
器具及び備品	112,004,298	91,097,231	20,907,067
合 計	733,897,950	613,288,699	120,609,251

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	59,734,976	0	59,734,976
未収補助金	4,714,500	0	4,714,500
合 計	64,449,476	0	64,449,476

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし